

令和 7 年 7 月 29 日

廃食用油の回収日のお知らせについて

家庭で使用した廃食用油を生活排水にそのまま流すと、河川を汚し悪臭を放つ大きな原因となります。羽島市では、生活排水対策として、家庭で不用となった食用油を回収し、リサイクルします。ご協力いただきますようよろしくお願いします。

(回 収 日)

第 2 回 令和 7 年 9 月 5 日 (金)

〔回収時間 午前 8 時から午前 10 時まで〕

(今後の予定)

第 3 回 令和 7 年 12 月 5 日 (金)

第 4 回 令和 8 年 3 月 6 日 (金)

回収場所

〔注〕・事業所(店舗、工場等)で使用した油及び機械油(車のオイル等)は、回収しません。

・油は、必ず回収容器(ポリタンク)へ移し、持参した容器等は、各自でお持ち帰りください。※容器に入ったままの油、空の容器は回収いたしません。

・油は熱いまま回収容器へ移さないでください。

・雨天でも実施します。

※ 羽島市資源物ストックヤードでも廃食用油を回収していますので、ご利用ください。

堀津町須賀南 2 丁目 29 番地 Tel : 058-397-1535

利用時間 : 午前 9 時から午前 12 時まで、午後 1 時から午後 4 時まで

【月曜日・火曜日休み】

【問い合わせ先】

羽島市竹鼻町 55 番地 本庁舎 2 階 71 番窓口

羽島市役所 生活環境部 生活環境課

担当 : 臼井・山木田・松尾

TEL : 058-392-1111 (内線 2122)

FAX : 058-391-2100

mail : seikatsu@city.hashima.lg.jp

令和 7 年 7 月 29 日

廃食用油の回収日のお知らせについて

家庭で使用した廃食用油を生活排水にそのまま流すと、河川を汚し悪臭を放つ大きな原因となります。羽島市では、生活排水対策として、家庭で不用となった食用油を回収し、リサイクルします。ご協力いただきますようよろしくお願いします。

(回 収 日)

第 2 回 令和 7 年 9 月 1 2 日 (金)

〔回収時間 午前 8 時から午前 1 0 時まで〕

(今後の予定)

第 3 回 令和 7 年 1 2 月 1 2 日 (金)

第 4 回 令和 8 年 3 月 1 3 日 (金)

回収場所

〔注〕・事業所(店舗、工場等)で使用した油及び機械油(車のオイル等)は、回収しません。

・油は、必ず回収容器(ポリタンク)へ移し、持参した容器等は、各自でお持ち帰りください。※容器に入ったままの油、空の容器は回収いたしません。

・油は熱いまま回収容器へ移さないでください。

・雨天でも実施します。

※ 羽島市資源物ストックヤードでも廃食用油を回収していますので、ご利用ください。

堀津町須賀南 2 丁目 29 番地 Tel : 058-397-1535

利用時間 : 午前 9 時から午前 12 時まで、午後 1 時から午後 4 時まで

【月曜日・火曜日休み】

【問い合わせ先】

羽島市竹鼻町 55 番地 本庁舎 2 階 71 番窓口

羽島市役所 生活環境部 生活環境課

担当 : 臼井・山木田・松尾

TEL : 058-392-1111 (内線 2122)

FAX : 058-391-2100

mail : seikatsu@city.hashima.lg.jp

令和7年度廃食用油回収該当自治会

			自治会名
9月5日	小熊町	1	東向
		2	西向
		3	外粟野
		4	内粟野
		5	新粟野
		6	天王
		7	
		8	
		9	
		10	
		11	
		12	相田
	正木町	1	大浦新田
		2	
		3	
		4	須賀
		5	
		6	
		7	新井
	竹鼻町	1	今町
		2	福江
		3	新町
		4	川町
		5	本町
		6	下町一
		7	下町二
		8	上鍋
		9	大西一
		10	大西二
		11	
		12	大西三・錦町
		13	
		14	宮町
		15	栄町三
		16	東町一
		17	狐穴矢熊
		18	
		19	八幡
		20	蜂尻
	江吉良町	1	堤
		2	
	新生町	1	新生町

			自治会名
9月12日	足近町	1	坂井
		2	北宿
		3	
		4	南宿
		5	
		6	小荒井
		7	
		8	市場
	上中町	1	長間東
		2	長間西
	下中町	1	加賀野井
		2	
		3	城屋敷
		4	
		5	
	桑原町	1	前野
		2	
		3	中小薮